

○木材の基準強度Fc、Ft、Fb及びFsを定める件

(平成十二年五月三十一日)

(建設省告示第千四百五十二号)

改正 平成一二年一二月二六日建設省告示 第二四六五号

同 一九年一月二七日国土交通省告示第一五二四号

同 二七年 六月三〇日同 第 八一六号

同 二七年 八月 四日同 第 九一〇号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十九条第一項の規定に基づき、木材の基準強度Fc、Ft、Fb及びFsを次のように定める。

木材の基準強度Fc、Ft、Fb及びFsを定める件

建築基準法施行令第八十九条第一項に規定する木材の基準強度Fc、Ft、Fb及びFsは、次の各号に掲げる木材の種類及び品質に応じて、それぞれ当該各号に掲げるところによるものとする。

- 一 製材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千八十三号）に適合する構造用製材（ただし、円柱類にあつてはすぎ、からまつ及びひのきに限る。）の目視等級区分によるもの その樹種、区分及び等級に応じてそれぞれ次の表の数値とする。ただし、たる木、根太その他荷重を分散して負担する目的で並列して設けた部材（以下「並列材」という。）にあつては、曲げに対する基準強度Fbの数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材をはる場合には一・二五を、その他の場合には一・一五を乗じた数値とすることができる。

樹種	区分	等級	基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)			
			Fc	Ft	Fb	Fs
あかまつ	甲種構造材	一級	二七・〇	二〇・四	三三・六	二・四
		二級	一六・八	一二・六	二〇・四	
		三級	一一・四	九・〇	一四・四	
	乙種構造材	一級	二七・〇	一六・二	二六・四	
		二級	一六・八	一〇・二	一六・八	
		三級	一一・四	七・二	一一・四	
べいまつ	甲種構造材	一級	二七・〇	二〇・四	三四・二	二・四
		二級	一八・〇	一三・八	二二・八	
		三級	一三・八	一〇・八	一七・四	
	乙種構造材	一級	二七・〇	一六・二	二七・〇	
		二級	一八・〇	一〇・八	一八・〇	

		三級	一三・八	八・四	一三・八	
からまつ	甲種構造材	一級	二三・四	一八・〇	二九・四	二・一
		二級	二〇・四	一五・六	二五・八	
		三級	一八・六	一三・八	二三・四	
	乙種構造材	一級	二三・四	一四・四	二三・四	
		二級	二〇・四	一二・六	二〇・四	
		三級	一八・六	一〇・八	一七・四	
ダフリカからまつ	甲種構造材	一級	二八・八	二一・六	三六・〇	二・一
		二級	二五・二	一八・六	三一・二	
		三級	二二・二	一六・八	二七・六	
	乙種構造材	一級	二八・八	一七・四	二八・八	
		二級	二五・二	一五・〇	二五・二	
		三級	二二・二	一三・二	二二・二	
ひば	甲種構造材	一級	二八・二	二一・〇	三四・八	二・一
		二級	二七・六	二一・〇	三四・八	
		三級	二三・四	一八・〇	二九・四	
	乙種構造材	一級	二八・二	一六・八	二八・二	
		二級	二七・六	一六・八	二七・六	
		三級	二三・四	一二・六	二〇・四	
ひのき	甲種構造材	一級	三〇・六	二二・八	三八・四	二・一
		二級	二七・〇	二〇・四	三四・二	
		三級	二三・四	一七・四	二八・八	
	乙種構造材	一級	三〇・六	一八・六	三〇・六	
		二級	二七・〇	一六・二	二七・〇	
		三級	二三・四	一三・八	二三・四	
べいつが	甲種構造材	一級	二一・〇	一五・六	二六・四	二・一
		二級	二一・〇	一五・六	二六・四	
		三級	一七・四	一三・二	二一・六	
	乙種構造材	一級	二一・〇	一二・六	二一・〇	
		二級	二一・〇	一二・六	二一・〇	
		三級	一七・四	一〇・二	一七・四	
えぞまつ及	甲種構造材	一級	二七・〇	二〇・四	三四・二	一・八

びとどまつ		二級	二二・八	一七・四	二八・二	一・八
		三級	一三・八	一〇・八	一七・四	
		乙種構造材	一級	二七・〇	一六・二	
	二級	二二・八	一三・八	二二・八		
	三級	一三・八	五・四	九・〇		
	すぎ	甲種構造材	一級	二一・六	一六・二	
二級			二〇・四	一五・六	二五・八	
三級			一八・〇	一三・八	二二・二	
乙種構造材		一級	二一・六	一三・二	二一・六	
		二級	二〇・四	一二・六	二〇・四	
		三級	一八・〇	一〇・八	一八・〇	

二 製材の日本農林規格に適合する構造用製材（ただし、円柱類にあつてはすぎ、からまつ及びひのきに限る。）の機械等級区分によるもの その樹種及び等級に応じてそれぞれ次の表の数値とする。ただし、並列材にあつては、曲げに対する基準強度Fbの数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材をはる場合には一・一五を乗じた数値とすることができる。

樹種	等級	基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)			
		Fc	Ft	Fb	Fs
あかまつ、べいまつ、ダフリカからまつ、べいつが、えぞまつ及びびとどまつ	E七〇	九・六	七・二	一二・〇	樹種に応じ、前号の表の基準強度による。
	E九〇	一六・八	一二・六	二一・〇	
	E一一〇	二四・六	一八・六	三〇・六	
	E一三〇	三一・八	二四・〇	三九・六	
	E一五〇	三九・〇	二九・四	四八・六	
からまつ、ひのき及びひば	E五〇	一一・四	八・四	一三・八	
	E七〇	一八・〇	一三・二	二二・二	
	E九〇	二四・六	一八・六	三〇・六	
	E一一〇	三一・二	二三・四	三八・四	
	E一三〇	三七・八	二八・二	四六・八	

	E一五〇	四四・四	三三・〇	五五・二
すぎ	E五〇	一九・二	一四・四	二四・〇
	E七〇	二三・四	一七・四	二九・四
	E九〇	二八・二	二一・〇	三四・八
	E一一〇	三二・四	二四・六	四〇・八
	E一三〇	三七・二	二七・六	四六・二
	E一五〇	四一・四	三一・二	五一・六

三 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材等規格」という。）に適合する枠組壁工法構造用製材のうち、寸法形式が一〇四、二〇三、二〇四、三〇四若しくは四〇四のもの又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材のうち、寸法形式が二〇三若しくは二〇四のもの その樹種群、区分及び等級に応じてそれぞれ次の表一に掲げる数値とする。この場合において、当該寸法形式以外の寸法形式の枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材については、同表に掲げる数値に次の表二に掲げる数値を乗じた数値とする。更に、並列材にあつては、曲げに対する基準強度Fbの数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材を張る場合には一・二五を、その他の場合には一・一五を乗じた数値とすることができる。

表一

樹種群	区分	等級	強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）			
			Fc	Ft	Fb	Fs
DFir—L	甲種	特級	二五・八	二四・〇	三六・〇	二・四
		一級	二二・二	一六・二	二四・六	
		二級	一九・二	一五・〇	二一・六	
		三級	一一・四	八・四	一二・六	
	乙種	コンストラクション	二一・六	一一・四	一六・二	
		スタンダード	一七・四	六・六	九・六	
		ユーティリティ	一一・四	三・〇	四・二	
	たて枠用たて継ぎ材	一七・四	六・六	九・六		
Hem—Tam	甲種	特級	一八・〇	一三・八	二九・四	二・一
		一級	一五・〇	八・四	一八・〇	
		二級	一二・六	六・六	一三・八	

		三級	七・二	三・六	八・四	
	乙種	コンストラクショ ン	一四・四	四・八	一〇・二	
		スタンダード	一一・四	三・〇	五・四	
		ユーティリティ	七・二	一・二	三・〇	
	たて枠用たて継ぎ材		一一・四	三・〇	五・四	
Hem—Fir	甲種	特級	二四・〇	二二・二	三四・二	二・一
		一級	二〇・四	一五・〇	二三・四	
		二級	一八・六	一二・六	二〇・四	
		三級	一〇・八	七・二	一二・〇	
	乙種	コンストラクショ ン	一九・八	九・六	一五・六	
		スタンダード	一六・八	五・四	九・〇	
		ユーティリティ	一〇・八	二・四	四・二	
たて枠用たて継ぎ材		一六・八	五・四	九・〇		
S—P—F又は Spruce— Pine—Fir	甲種	特級	二〇・四	一六・八	三〇・〇	一・八
		一級	一八・〇	一二・〇	二二・二	
		二級	一七・四	一一・四	二一・六	
		三級	一〇・二	六・六	一二・六	
	乙種	コンストラクショ ン	一八・六	八・四	一六・二	
		スタンダード	一五・六	四・八	九・〇	
		ユーティリティ	一〇・二	二・四	四・二	
たて枠用たて継ぎ材		一五・六	四・八	九・〇		
W Cedar	甲種	特級	一五・〇	一四・四	二三・四	一・八
		一級	一二・六	一〇・二	一六・八	
		二級	一〇・二	一〇・二	一六・二	
		三級	六・〇	六・〇	九・六	
	乙種	コンストラクショ ン	一一・四	七・二	一二・〇	
		スタンダード	九・〇	四・二	六・六	
		ユーティリティ	六・〇	一・八	三・六	

		たて枠用たて継ぎ材	九・〇	四・二	六・六	
SYP	甲種	特級	二四・一	二六・二	三九・〇	二・四
		一級	二〇・七	一六・一	二四・四	
		二級	一八・七	一一・九	一八・五	
		三級	一〇・七	六・八	一〇・六	
	乙種	コンストラクショ ン	一九・九	八・九	一三・九	
		スタンダード	一六・五	五・〇	七・八	
		ユーティリティ	一〇・七	二・三	三・七	
		たて枠用たて継ぎ材	一六・五	五・〇	七・八	
JS I	甲種	特級	二四・九	二〇・六	三三・六	二・一
		一級	二一・一	一四・一	二三・七	
		二級	一八・二	一二・五	二二・二	
		三級	一〇・六	七・三	一二・九	
	乙種	コンストラクショ ン	一九・八	九・五	一六・九	
		スタンダード	一六・〇	五・三	九・三	
		ユーティリティ	一〇・六	二・五	四・四	
		たて枠用たて継ぎ材	一六・〇	五・三	九・三	
JS II	甲種	特級	一五・七	一六・〇	二八・四	一・八
		一級	一五・七	一二・二	二〇・四	
		二級	一五・七	一二・二	一九・五	
		三級	九・一	七・一	一一・三	
	乙種	コンストラクショ ン	一五・七	九・三	一四・八	
		スタンダード	一三・八	五・一	八・二	
		ユーティリティ	九・一	二・四	三・九	
		たて枠用たて継ぎ材	一三・八	五・一	八・二	
JS III	甲種	特級	二〇・九	一六・九	二二・五	二・一
		一級	一八・三	一一・三	一六・一	
		二級	一七・〇	九・七	一五・五	
		三級	九・八	五・七	九・〇	
	乙種	コンストラクショ ン	一七・九	七・四	一一・八	

	ン			
	スタンダード	一四・九	四・一	六・五
	ユーティリティ	九・八	一・九	三・一
	たて枠用たて継ぎ材	一四・九	四・一	六・五

表二

寸法形式	応力の種類	圧縮	引張り	曲げ	せん断
	一〇六 二〇五 二〇六 三〇六 四〇六		〇・九六	〇・八四	〇・八四
二〇八 四〇八		〇・九三	〇・七五	〇・七五	
二一〇		〇・九一	〇・六八	〇・六八	
二一二		〇・八九	〇・六三	〇・六三	

四 枠組壁工法構造用製材等規格に適合するMSR枠組材及びMSRたて継ぎ材 そのMSR等級に応じてそれぞれ次の表に掲げる数値とする。ただし、並列材にあっては、曲げに対する基準強度Fbの数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材を張る場合には一・一五を乗じた数値とすることができる。

MSR等級	基準強度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)			
	Fc	Ft	Fb	Fs
九〇〇Fb—〇・六E 九〇〇Fb—一・〇E 九〇〇Fb—一・二E	九・六	五・四	一三・二	樹種群に応じ、 枠組壁工法構造 用製材及び枠組 壁工法構造用た て継ぎ材の基準 強度による。
一二〇〇Fb—〇・七E 一二〇〇Fb—〇・八E 一二〇〇Fb—一・二E 一二〇〇Fb—一・五E	一二・六	九・〇	一七・四	
一三五〇Fb—一・三E 一三五〇Fb—一・八E	一三・八	一一・四	一九・八	
一四五〇Fb—一・三E	一五・〇	一二・〇	二一・〇	
一五〇〇Fb—一・三E 一五〇〇Fb—一・四E	一五・六	一三・二	二二・二	

一五〇〇Fb—一・八E			
一六五〇Fb—一・三E	一六・八	一五・〇	二四・〇
一六五〇Fb—一・四E			
一六五〇Fb—一・五E			
一六五〇Fb—一・八E			
一八〇〇Fb—一・六E	一八・六	一七・四	二六・四
一八〇〇Fb—二・一E			
一九五〇Fb—一・五E	一九・八	二〇・四	二八・八
一九五〇Fb—一・七E			
二一〇〇Fb—一・八E	二一・六	二三・四	三〇・六
二二五〇Fb—一・六E	二二・八	二五・八	三三・〇
二二五〇Fb—一・九E			
二四〇〇Fb—一・七E	二四・六	二八・二	三四・八
二四〇〇Fb—二・〇E			
二五五〇Fb—二・一E	二六・四	三〇・〇	三七・二
二七〇〇Fb—二・二E	二七・六	三一・二	三九・六
二八五〇Fb—二・三E	二九・四	三三・六	四一・四
三〇〇〇Fb—二・四E	三〇・六	三四・八	四三・八
三一五〇Fb—二・五E	三二・四	三六・六	四五・六
三三〇〇Fb—二・六E	三五・四	三八・四	四八・〇

五 無等級材（日本農林規格に定められていない木材をいう。） その樹種に応じてそれぞれ次の表に掲げる数値とする。ただし、並列材にあつては、曲げに対する基準強度Fbの数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材を張る場合には一・二五を、その他の場合には一・一五を乗じた数値とすることができる。

樹種		基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）			
		Fc	Ft	Fb	Fs
針葉樹	あかまつ、くろまつ及びべいまつ	二二・二	一七・七	二八・二	二・四
	からまつ、ひば、ひのき、べいひ及びべいひば	二〇・七	一六・二	二六・七	二・一
	つが及びべいつが	一九・二	一四・七	二五・二	二・一
	もみ、えぞまつ、と	一七・七	一三・五	二二・二	一・八

	どまつ、べにまつ、 すぎ、べいすぎ及び スプルース				
広葉樹	かし	二七・〇	二四・〇	三八・四	四・二
	くり、なら、ぶな、 けやき	二一・〇	一八・〇	二九・四	三・〇

六 前各号に掲げる木材以外で、国土交通大臣が指定したもの その樹種、区分及び等級等に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則 （平成一二年一月二六日建設省告示第二四六五号）

この告示は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一九年一月二七日国土交通省告示第一五二四号）

この告示は、平成十九年十一月二十七日から施行する。

附 則 （平成二七年六月三〇日国土交通省告示第八一六号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二七年八月四日国土交通省告示第九一〇号）

この告示は、公布の日から施行する。